

学区外通学・区域外就学事務取扱基準

この事務取扱基準は、あま市教育委員会が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条及び第9条の規定に基づき、就学すべき学校の指定の変更及び区域外就学の承諾をする場合の必要な事項を定め、事務処理の円滑な実施に資することを目的とする。

1. 学区外通学

児童生徒の保護者から学校教育法施行令第8条の規定に基づき、次の理由により学区外通学の申請があったときは、児童生徒の就学すべき学校の指定を変更する。

許可理由	承諾期間	申請書類
ア. 肢体不自由、身体虚弱及び心臓病等の者が、指定した学校に比べ著しく近距離にある学校を希望した時。	あま市教育委員会が 適当と認める期間	指定学校変更願申請書 医師の診断書
イ. 住所の移転が当該年度の途中で住所移転日の属する学年末まで引き続き従前の学校へ就学を希望した時。また、同一学校に許可理由エに該当する兄、姉がいる場合で、兄、姉と同様に従前の学校に在学を希望した時。	当該学年末まで	指定学校変更願申請書
ウ. 住所の移転が当該年度の途中に確定していて、住所移転日の属する学年の始めから、あらかじめその学区の学校へ就学を希望した時。	住所移転日まで	指定学校変更願申請書 転居が確実に 行われる旨の 証明書（住宅 公社、公団、 建築・不動産 業者等書類）
エ. 小学校6年生及び中学校3年生で、前学年の修了式後に住所を移転する場合に、小学校6年生及び中学校3年生の学年末まで、引続き従前の学校へ就学を希望した時。	当該学年末まで	指定学校変更願申請書
オ. 七宝小学校、篠田小学校及び美和東小学校の通学区に居住する者が、七宝北中学校適正規模化に向けた通学制度により七宝北中学校へ就学を希望した時。	中学校卒業まで	指定学校変更願申請書
カ. その他あま市教育委員会がやむを得ないと認められた時。	あま市教育委員会が 適当と認める期間	指定学校変更願申請書 協議参考資料

2. 区域外就学

児童生徒の保護者若しくは、他市町村教育委員会から学校教育法施行令第9条の規定に基づき次の理由により区域外就学の申請若しくは、協議があった時は、区域外就学を承認する。

許可理由	承諾期間	申請書類
ア. 住所の移転が当該年度の途中で住所移転日の属する学年末まで引き続き従前の学校へ就学を希望した時。また、同一学校に許可理由ウに該当する兄、姉がいる場合で、兄、姉と同様に従前の学校に在学を希望した時。	当該学年末まで	区域外就学許可申請書
イ. 住所の移転が当該年度の途中に確定していて、住所移転日の属する学年の始めから、あらかじめその学区の学校へ就学を希望した時。	住所移転日まで	区域外就学許可申請書 転居が確実に 行われる旨の 証明書（住宅 公社、公団、 建築・不動産 業者等書類）
ウ. 小学校6年生及び中学校3年生で、前学年の修了式後に住所を移転する場合に、小学校6年生及び中学校3年生の学年末まで、引続き従前の学校へ就学を希望した時。	当該学年末まで	区域外就学許可申請書
エ. その他あま市教育委員会がやむを得ないと認められた時。	あま市教育委員会が 適当と認める期間	区域外就学許可申請書 協議参考資料

3. 手続き

- 1) 学区外通学もしくは区域外就学を希望する児童生徒の保護者は、あらかじめあま市教育委員会に指定学校変更願申請書もしくは区域外就学許可申請書を提出しなければならない。
- 2) あま市教育委員会は申請書が提出された区域外就学にあつては、住所地の教育委員会の同意を得てから承諾する。
- 3) あま市教育委員会は、学区外通学又は区域外就学について、指定の変更又は承諾をした場合は、当該学校長に学区外通学若しくは区域外就学許可通知書を送付する。
- 4) あま市教育委員会は学区外通学又は区域外就学について、指定の変更又は承諾をした場合は、保護者に対し、学区外通学若しくは区域外就学許可通知書を送付する。
- 5) 学区外通学若しくは区域外就学許可通知書を受領した後、申請事項に変更又は著しく異なる状況が生じた場合は、変更事由をあま市教育委員会に届けなければならない。

附則

この基準は平成22年3月22日から施行する。

平成22年11月16日に一部改正。

平成30年4月1日に一部改正。

平成31年4月1日に一部改正。